

院内感染対策に関する取組事項

1 院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染対策は、患者様やご家族、医院職員などを感染から守るために、「標準予防策（スタンダードプリコーション）」に基づき医療処置、ケアを実践しています。あわせて感染経路別予防策を実施しています。

さらに個別及び医院内外の感染症情報の共有をはかり、院内感染の危険及び発生に迅速に対応することを目指します。

また、感染が発生した事例については、その原因の特定、制圧、終息を速やかに図るため、医院全職員へ感染予防活動の必要性・重要性を周知し積極的な取り組みを行っています。

2 院内感染対策のための委員会その他の当該病院等の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意志決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

3 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染防止対策チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染防止対策委員会が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者様及びご家族様などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

7 その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

職員は自らが感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し健康管理に留意いたします。